

制定：2022年6月1日

第1条（名称及び所在地）

本スクールは、ラモス瑠偉 MESSE フットボールスクール（以下『本スクール』）と称し、ラモス瑠偉 MESSE フットボールスクール事務局（以下、『事務局』）が管理運営を行うものとする。本社は〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島 1-1-12 リバーレジデンス堂島 403 におく。

第2条（目的）

本スクールは、フットボールの技術向上をはじめ、スポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与し、スクールを通じて社会道徳を学ぶことを目的とする。

第3条（入会資格及び手続き）

本スクールに入会出来る者は、本スクールの目的に賛同した者とし、事務局の規約を遵守し、入会に適すると認めた者（以下『会員』という）とする。

ただし、選考が必要となるクラスに関しては、セレクションを実施した上で決定する。

第4条（会費）

会員は、決められた月会費（以下『会費』という）を納入しなければならない。

※会費は各校一覧を参照とする。

第5条（入会金）

本スクールに入会する者は、所定の入会金（5,000円）を納入しなければならない。

第6条（会費の不返還）

一旦納入した会費は原則として返還しない。

第7条（会費の支払い方法）

本規約に基づく会費の支払い方法は、本スクールが指定する方法で、毎月25日から末日までに翌月分会費を決済するものとする。新規会員については事務局が時期を指定する。

第8条（会費の滞納）

会員が理由なく会費の支払いを2ヶ月怠った場合は、本スクールは当該会員に対する指導を停止し、当該会員は会員としての資格を失い、退会とする。

第9条（ウェアの着用・購入）

会員は、本スクールが指定するユニフォームを着用しなければならない。

ただし、クラスにより本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。

第 10 条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとする。

会員は本スクールの一員として、スクール内の秩序、規則、スタッフの指示、公共のルールやマナーなどを遵守しなければならない。

第 11 条（練習日）

1. 本スクールの練習日、時間については、本スクールが定めたスケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日・時間等を変更または中止とすることがある。その場合は事前に会員に通知をする。
3. 前項により中止となった場合は、極力振替日を設けることとするが、会員はその決定及び日程調整を事務局に一任するものとする。
4. スクール欠席時は欠席の連絡をし、振替を取得できる。欠席または第 2 項で中止となった練習日の振替の期間は 1 か月以内とし、事前に事務局に申請し承認を得ることとする。

第 12 条（会員変更事項）

会員は、本スクールに届け出た会員情報について変更があった場合、事務局へ遅滞なく申請しなければならない。尚、会員情報の変更に関する申請がない為、事務局からの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、事務局は一切の責任を負わないものとする。

第 13 条（入会）

入会は 1 ヶ月毎とする。月途中の入会も認められるが、会費は 1 ヶ月分の支払いとなる。

入会後は直ちに本スクールが指定するシステムから会員の申請を行うものとする。

第 14 条（退会）

1. 会員が会員の都合により退会する場合は、退会を希望する月の当月 5 日までに所定の届出用紙を事務局に提出し承認を得るものとする。
2. 退会を希望とする月の当月 5 日までに申請されていない退会希望者は、翌月の会費を支払い、翌月退会とする。
3. 一旦退会した会員が再入会する場合、事務局が免除すると判断した場合を除き、再度入会金を支払うものとする。

第 15 条（休会）

1. 会員が会員の都合により 1 ヶ月以上休会する場合は、休会を希望する前月 5 日までに所定の届出用紙を事務局に提出し承認を得るものとする。
2. 怪我など特別な理由で直ちに休会する場合は事務局の承認を得る事とする。
3. 休会期間は原則 3 ヶ月までとし、休会の期間が経過した時は自動的に復帰するものとする。ただし、怪我などの理由で事務局が休会期間延長の必要性を認めた場合はその限りではない。

4. 休会した会員が復帰する場合は事務局に申請し承認を得るものとする。
5. 休会月の会費の支払いは無しとする。

第 16 条（クラス変更）

会員が会員の都合により受講クラスの変更を希望する場合は、変更を希望する前月 5 日までに所定の届出用紙を事務局に提出し承認を得るものとする。（クラスを追加する場合も同様とする）

第 17 条（継続・年度更新・卒業）

会員が年度を越えて継続を希望する場合、特に申し出がない限り自動更新とする。

6 年生においては、自動的に卒業とし、退会の申し出は不要とする。

選考が必要なクラスに関してはセレクション等により決定する。

第 18 条（保険の加入）

会員は本スクールが指定するシステムへの登録が完了した後に、スポーツ保険の加入となる。

加入手続きはすべて事務局で行う。尚、傷害・事故の場合における補償および責任は、加入する保険会社の約款に従うものとする。

第 19 条（負傷時の処置）

1. 本スクールは会員に対し、本スクール活動中において事故のないように万全の注意を払うが、活動中、ならびに移動中の不測の事故による傷害に対しての補償については、会員が本スクールにおいて加入するスポーツ傷害保険に適用がある範囲の限りとし、それ以外の補償は負わないものとする。
2. 事務局は会員が本スクール活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、緊急を要する場合は救急搬送を行う。

第 20 条（活動方針）

会員およびその法定代理人（保護者）は、事務局に対し、チームの指導方針や活動方針について一任するものとする。

第 21 条（除名）

1. 会員（法定代理人（保護者）含む）が以下の事項に該当する場合、または、事務局において会員が本スクールの会員として不適切と判断した場合、事務局は、当該会員を本スクールから除名することができる。
 - (1) 会員またはその法定代理人（保護者）が、本規約の事項または本スクールの指示に違反し、改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められたとき
 - (2) 本スクール又は事務局の名誉・信用を著しく損なう言動をした場合
 - (3) 会費等を 2 ヶ月以上滞納した場合
 - (4) 会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こした場合
2. 前項に基づき会員を除名した場合、事務局は会員に対して何らの義務または責任も負わない。

第 22 条（休校・閉鎖）

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他、本スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することが出来るものとする。

第 23 条（免責）

1. 会員（法定代理人（保護者）含む）は、本スクールにおける盗難、傷害、ピッチ（コート）外での事故および、その他の事故については、本スクールに重過失がある場合を除いて、本スクールに対して何ら損害賠償を求めない。
2. 万が一、本スクールが会員（法定代理人（保護者）含む）に対して損害賠償責任を負う場合、その損害賠償額は、本スクールの 6 ヶ月分の月会費と同等額を上限とする。

第 24 条（附則）

事務局は、必要に応じて随時本規約を改正することが出来ると共に、本規約に定めない事項については細則を定める事が出来る。尚、本規約を改定した場合は合理的な方法で周知する。

また、会員は変更内容通知後または新会員規約を送付後に本スクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなされる。

第 25 条（個人情報）

1. 提供された個人情報については適切かつ慎重に取り扱い、本スクール運営に関する事項以外には使わないものとする。
2. 会費の請求や会員連絡システム等、運営に関わる事項については、正当な利用目的の範囲内において、業務委託先または提携先に預託することがある。
3. 人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合に限り、法令に基づき第三者に個人情報を提供することがある。
4. 会員が写った映像、写真を当スクールによる広報利用、商業利用をはじめ、一般メディアの報道（テレビ・新聞）などに使用する場合がある。

第 26 条（施行）

本規約は 2022 年 6 月 13 日から施行する。